

草津市協働のまちづくり推進本部会議設置要綱

(設置)

第1条 協働によるまちづくりを総合的に推進するため、草津市協働のまちづくり推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協働によるまちづくりの推進に関する部局間の連携、総合調整に関すること。
- (2) 草津市協働のまちづくり指針に示す総合的な取り組みに関すること。
- (3) その他協働によるまちづくりの推進のため必要な事項

(構成および職務)

第3条 本部会議は、本部長、副本部長および本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、草津市庁議規程(平成18年草津市訓令第2号)第3条に規定する部長会議の構成員(市長および副市長を除く。)をもって充てる。
- 5 本部長に事故あるときまたは欠けたときは、副本部長が本部長の職務を行う。
- 6 本部長および副本部長ともに事故あるときまたは欠けたときは、まちづくり協働部長が本部長の職務を行う。
- 7 本部員は、本部長の指示に従い、本部の事務に従事する。

(会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を本部会議に出席させ説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部会議は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の構成員は、本部会議が必要と認めた者とする。
- 3 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部会議に関する庶務は、まちづくり協働部まちづくり協働課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年8月6日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。